

愛西市告示第224号
令和8年10月8日

公 示 送 達 書

愛西市長 日永 貴章

次の書類を地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。

なお、送達すべき書類は愛西市役所税務課において保管しており、申し出があればいつでも交付します。

送達を受ける べき者 氏名（名称）	送達すべき書類の名称
服部 政三	地方税法により送達すべき書類
猿樂 正則	地方税法により送達すべき書類
須山 エロイ エイジ	地方税法により送達すべき書類
石田 アナ トシコ	地方税法により送達すべき書類
SU ZHEN	地方税法により送達すべき書類

（注意）

地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき

（令和8年10月15日）に、書類の送達があったものとみなされます。